

2.5 国内 IR 候補地

IR 整備法に基づく区域整備計画の認定申請期間は 2021 年 1 月から 7 月末であり、認定申請を行う都道府県等は、当該期間までに実施方針の作成、設置運営事業者の選定、区域整備計画の作成等を行う必要がある。

そこで、すでに区域整備計画の認定申請に向けて手続きを進めている都道府県等の状況、区域整備計画の認定申請において必要な手続き、必要な期間等を整理した。概要は次のとおり。

なお、2020 年 3 月末現在における主な候補地は、大阪府市、横浜市（神奈川県）、和歌山県、長崎県である。北海道（苫小牧市）及び千葉市（千葉県）は、それぞれ 2019 年 11 月、2020 年 1 月に IR 誘致断念を表明した。

	2016年度以前	2017年度	2018年度	2019年度
法令等	IR 整備法		IR 整備法	政令等 基本方針
北海道・苫小牧市	海外 IR・可能性調査等	投資意向調査	投資意向調査(継続)	IRの基本的考え方 誘致断念表明
横浜市	▶山下町開発基本計画 海外 IR 調査等		IR 可能性調査等 情報提供依頼	
千葉市	IR 可能性調査等			情報提供依頼 誘致断念表明
大阪府・大阪市		▶ IR推進協議会設置 ▶ 大阪府・市 IR推進局発足 現案対話(テーマ別)	▶ IR基本構想(案) 提案対話(懇話)	▶ IR基本構想(案) RFC RFP
和歌山県	海外 IR・可能性調査等 ▶ IR推進協議会設置 ▶ 長崎の構想開示	海外 IR・可能性調査等	▶ IR推進協議会設置 IR 基本構想 RFI	▶ IR基本構想(訂版) RFC(MSI) RFP
長崎県	海外 IR・可能性調査等	アイテア公署(RFI)	RFI(案)	
【参考】 東京都	海外 IR 調査等	海外 IR 調査等	IR 可能性調査等 ヒアリング調査	

○ : 調査 ▶ : 事業着ヒア ▶ : 主なイベント

(1) 北海道(苫小牧市) ※2019年11月北海道知事がIR誘致断念を表明
・IR予定区域



住所	苫小牧市字植苗
敷地面積	約 1,000ha ※ 敷地面積は開発面積を示すものではない
用地現状	山林、原野、小規模沼
電気・水道等	新規に整備が必要 ※ 上下水道は、井戸水・浄化槽等の整備、もしくは公共上下水道連結
所有者	民間企業
開発に関する規制等	都市計画法：市街化調整区域。地方拠点法の都市基本計画変更又は地区計画設定の上、開発許可を要す 森林法：林地の開発許可を要す

・交通アクセス（苫小牧市植苗から）

新千歳空港	車で約 10～15 分
札幌中心部	車で約 50 分
苫小牧市駅・港	車で約 30 分

出典：北海道経済部観光局 特定複合観光施設（IR）に関する有識者懇談会資料、苫小牧市「苫小牧市統合型リゾート（IR）可能性調査・検討結果報告」に基づき作成

(2) 千葉市（千葉県） ※2020年1月千葉市長がIR誘致見送りを表明
 ・幕張新都心におけるIR想定エリア（既存施設活用型）



・交通アクセス（幕張新都心まで）

東京駅から	
東京駅 ⇒ 海浜幕張駅（JR 京葉線・快速） ※ 快速の便数は、日中時間帯が1時間に2本	30分
東京駅（高速バス） ⇒ 幕張メッセ中央 ※ 1日16本、運行時間は7~13時と19時以降に限定	45分
羽田空港から	
第二ターミナル ⇒ 天王洲アイル ⇒ 新木場駅 ⇒ 海浜幕張駅	73分
国際線ターミナル（高速バス） ⇒ 幕張メッセ中央 ※ 1日43本（平均1時間に2本）、運行時間は6~24時	54分
成田空港から	
第二旅客ターミナル ⇒ 京成津田沼駅 ⇒ 幕張本郷駅 +	63分
幕張本郷駅（路線バス） ⇒ 海浜幕張駅	12分
第二旅客ターミナル（高速バス） ⇒ 幕張メッセ中央 ※ 1日26本（平均1時間に2本）、運行時間は7~23時	40分

※電車による所要時間は、乗換案内サイトの「エキタン」による所要時間。

高速バスによる所要時間は運行時刻により異なる。

出典：千葉市「幕張新都心におけるIR（統合型リゾート）導入可能性調査」に基づき作成

(3) 横浜市 (神奈川県)
 ・IR 予定区域 (山下ふ頭周辺地区)



敷地面積	約 47ha
用途地域	商業地域
容積率	400%
建ぺい率	80%
高度地区	第 7 種高度地区 (最高限度 31m)
防火地域	準防火地域
臨港地区	横浜港臨港地区 (分区：商港区)



建物等の現況		
公共上屋	11 棟	49 棟
民間倉庫	24 棟	
民間・公共事務所等	14 棟	
公共荷さばき地	16 か所	
岸壁	10 バース	

・交通アクセス

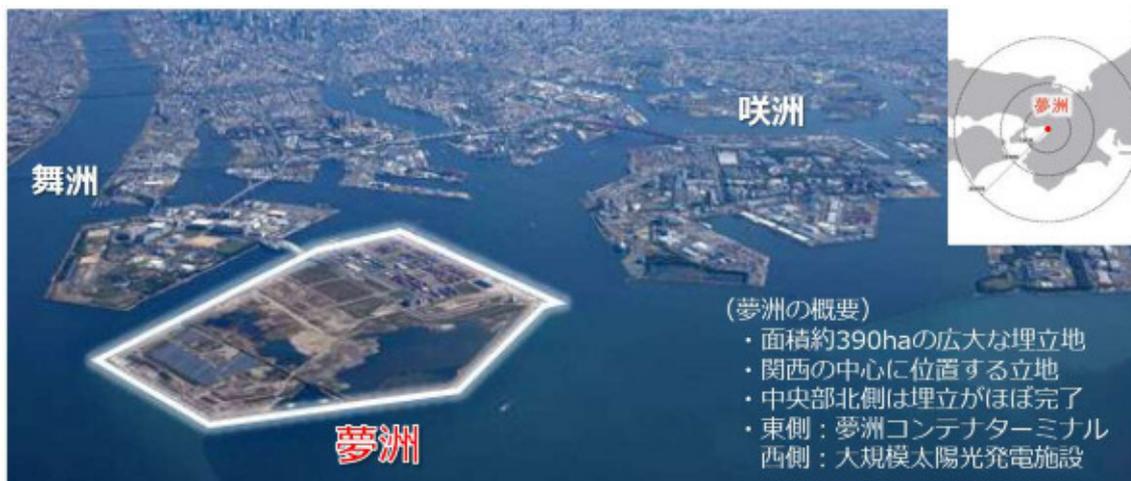
※ 横浜駅起点

羽田空港まで	約 30 分
成田空港まで	約 90 分
東京駅まで	約 30 分
新横浜駅まで	約 15 分

出典：横浜市「横浜市山下ふ頭開発基本計画」に基づき作成

(4) 大阪府市

・IR 予定区域 (夢洲地区)



・交通アクセス (夢洲地区へ)

<阪神高速大阪港線・湾岸線 北港西出口利用で>

梅田から……………約 20 分

新大阪から……………約 25 分

関西国際空港から…約 50 分

<夢咲トンネル利用で>

咲洲から……………約 5 分

出典：夢洲まちづくり構想検討会「夢洲まちづくり構想」に基づき作成

(5) 和歌山県

・IR 予定区域 (マリーナシティ)



・交通アクセス

電車・自動車ともに

大阪まで	約 60 分
京都・神戸まで	約 90 分

出典：和歌山県「和歌県 IR 基本構想」に基づき作成

(6) 佐世保市 (長崎県)
・ IR 予定区域 (ハウステンボス)



土地の概要	所在地	長崎県佐世保市ハウステンボス町6番1ほか
	所有者	ハウステンボス株式会社 みずほ信託銀行株式会社
	IR 予定区域を構成する土地の面積	合計面積 : 約 31ha

法令等に基づく制限 (都市計画法等)	区域区分	市街化区域
	用途地域	近隣商業地域 (第二種住居地域)
	建ぺい率	80% (60%※)
	容積率	200% (200%※)
	高さ制限等	無
	防火・準防火地域	無
	特別用途地区	第1種娯楽・レクリエーション地区 第2種娯楽・レクリエーション地区
	下水道	公共下水道針尾処理区内

※ 第二種住居地域にかかる法令等に基づく制限

・交通アクセス

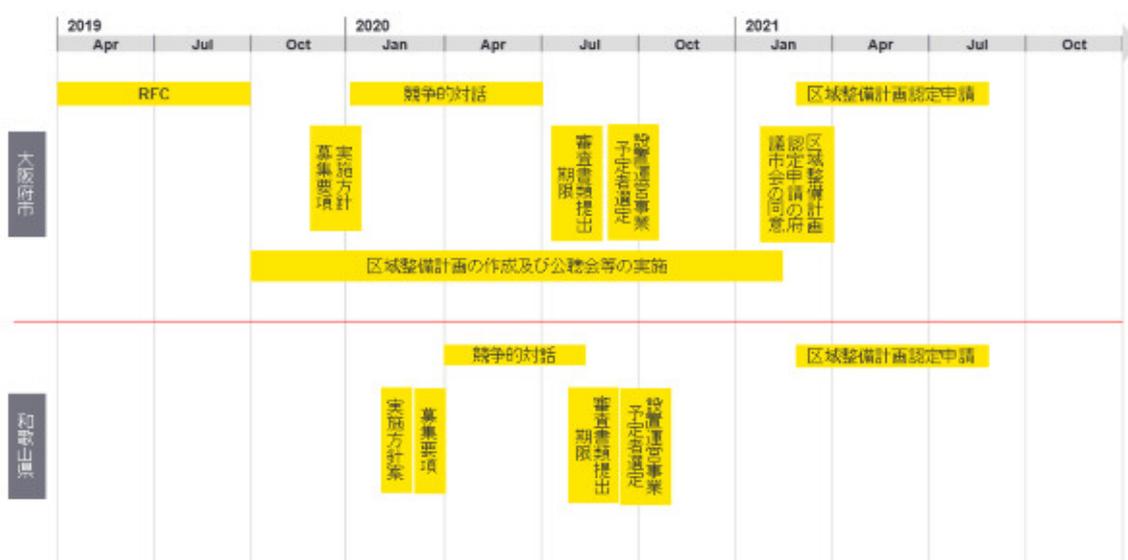
福岡空港	約 105 分
博多駅	約 90 分
博多港	約 100 分
北九州空港	約 150 分
佐賀空港	約 80 分
熊本空港	約 140 分
長崎空港	約 50 分
長崎駅	約 70 分
長崎港	約 70 分
佐世保駅	約 20 分
佐世保港	約 25 分

出典：長崎県・佐世保市 IR 推進協議会「九州・長崎 IR 基本構想 (案)」「(仮称)九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業実施方針案」に基づき作成

(7) 国内 IR 候補地における申請手続き等の進捗状況

大阪府市では、他の候補地に先行して手続きを進めており、2019年11月に実施方針案を公表し、12月に募集要項等を公表している。大阪府のHPで公表されている今後のスケジュールは、2020年8月頃を提案審査書類の提出期限とし、2020年9月頃に設置運営事業予定者の選定を行い、国の定める区域整備計画認定申請の期限である2021年7月30日までに、区域整備計画を提出する予定である。

和歌山県は、2020年2月に実施方針案を、3月に募集要項を公表しており、2020年11月頃に設置運営事業予定者を選定する予定である。

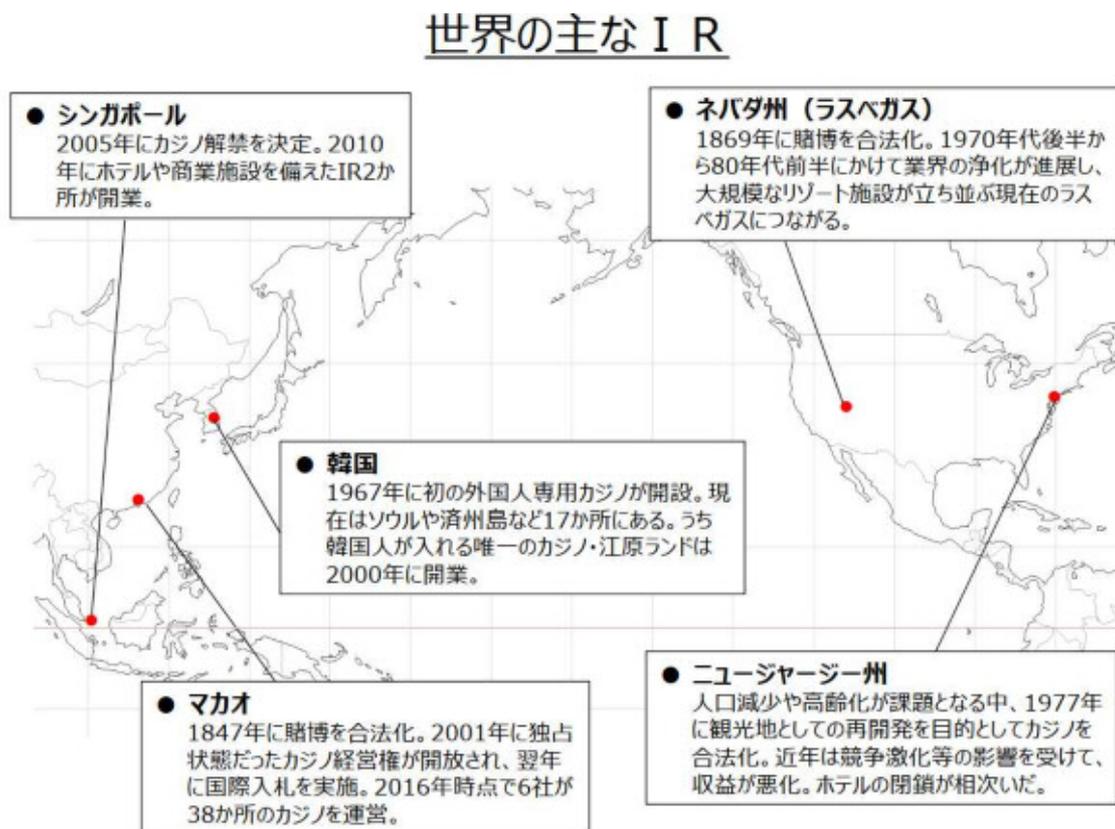


出典：大阪府 HP「募集要項の公表」、和歌山県「和歌山県特定複合区域観光施設設置運営事業 募集要項」に基づいて作成

2.6 IR 事業の経済効果

日本型 IR は公共政策として実施され、日本が観光先進国を実現するための先導的な役割を担うことが期待されている。IR 事業の経済効果について、国内外の事例を比較検討した概要は次のとおり。

(1) 海外の事例



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

巨大な民間投資の実現の例

- **シンガポール**では、2つの I R 施設の開発で**計約 1 兆円**※ 1 の民間投資が実現。
※ 1 各施設の開発費用の規模（2010年レート（1米ドル87円）で換算。）
 マリーナ・ベイ・サンズ：約**4,870億円**（約56億米ドル）
 リゾート・ワールド・セントーサ：約**5,220億円**（約60億米ドル）
- **マカオ**で2015年に開業したスタジオシティの開発で**約3,870億円**※ 2 の民間投資が実現。
※ 2 約32億米ドル。2015年レート（1米ドル121円）で換算。

I R の運営を通じ経済効果（雇用・消費等）が社会に波及している例

- シンガポールでは、経済情勢等の要因もあり得るが、I R 開業後 4 年で、**国全体の観光客数が 6 割、観光収入が 9 割増加。**
- **民間事業者の創意工夫により、国際会議場・国際展示場等の集客施設等を一体的に整備・運営**
例えば、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズでは、**国際会議場・国際展示場（計約12万㎡、最大45,000人収容）**を一体的に整備・運営。
 - **民間事業者の創意工夫により、カジノ施設の収益を集客施設等に還元**
例えば、シンガポールのリゾート・ワールド・セントーサでは、ホテル、国際会議場・国際展示場に加え、**劇場、ショッピング施設、ユニバーサル・スタジオ・シンガポール、海洋歴史博物館、水族館等**を設置。
 - **カジノ施設の収益により、財政の改善にも寄与**
例えば、シンガポールでは、**2016年度のギャンブルに係る税金が約2,140億円**※ 3 となっている。
※ 3 税金約27.1億米ドルを2016年レート（1米ドル79円）で換算。ただし、競馬等への課税も含まれる。

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料を加工

(2) 国内の事例（国内 IR 候補地等の経済効果の試算結果）

① 大阪府大阪市

・開発による効果

項目	効果
直接効果	約 3,500 億～8,200 億円
波及効果	約 5,600 億～1 兆 3,300 億円
雇用効果	約 41,000～97,000 人

・施設運営による効果（毎年の効果）

項目	効果
直接効果	約 2,000 億～4,100 億円
波及効果	約 3,000 億～6,300 億円
雇用効果	約 32,000～70,000 人
IR 利用者	約 1,300 万～2,200 万人

・税収への効果

項目	効果
国税	約 600 億～1400 億円
地方税	約 350 億～700 億円
カジノ納付金、入場料	約 250 億～400 億円

出典：大阪府「統合型リゾート（IR）立地による影響調査」に基づき作成

② 神奈川県横浜市

・開発による効果

項目	効果
直接効果	約 2,500 億円
波及効果	約 1,422 億円
雇用効果	約 30,904 人

・施設運営による効果（毎年の効果）

項目	効果
直接効果	約 2,561 億円
波及効果	約 1,583 億円
雇用効果	約 41,030 人
IR 利用者	約 1,300 万～2,200 万人

・税収への効果

項目	効果（個人市民税と法人市民税）
開発による効果	約 55 億円
施設運営による効果	約 61 億円

出典：横浜市「IR（統合型リゾート）等新たな戦略都市づくり検討調査 報告書」に基づき作成

③ 北海道苫小牧市

・開発による効果

項目	効果
直接効果	約 1,000 億～1,590 億円
波及効果	約 900 億～1,440 億円
雇用効果	約 16,400～26,100 人

・施設運営による効果（毎年の効果）

項目	効果
直接効果	約 560 億～970 億円
波及効果	約 380 億～650 億円
雇用効果	約 10,400～18,000 人
IR 利用者	約 223 万～378 万人

・ 税収への効果

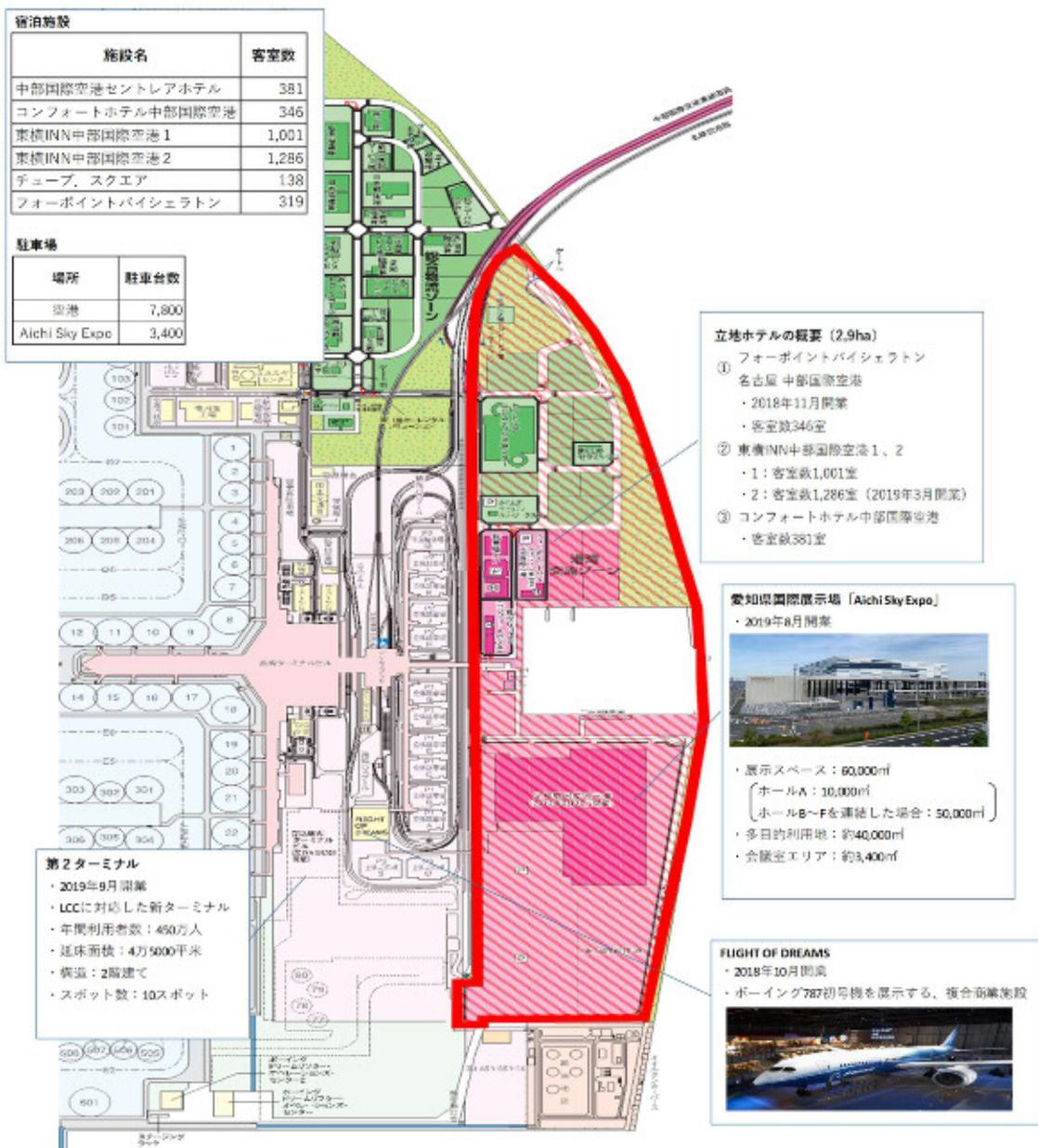
項目	効果
国税	約 49 億～85 億円
地方税	約 33 億～56 億円
カジノ納付金、入場料	約 86 億～309 億円

出典：苫小牧市「苫小牧市統合型リゾート（IR）可能性調査・検討結果報告」に基づき作成

2.7 中部国際空港エリア

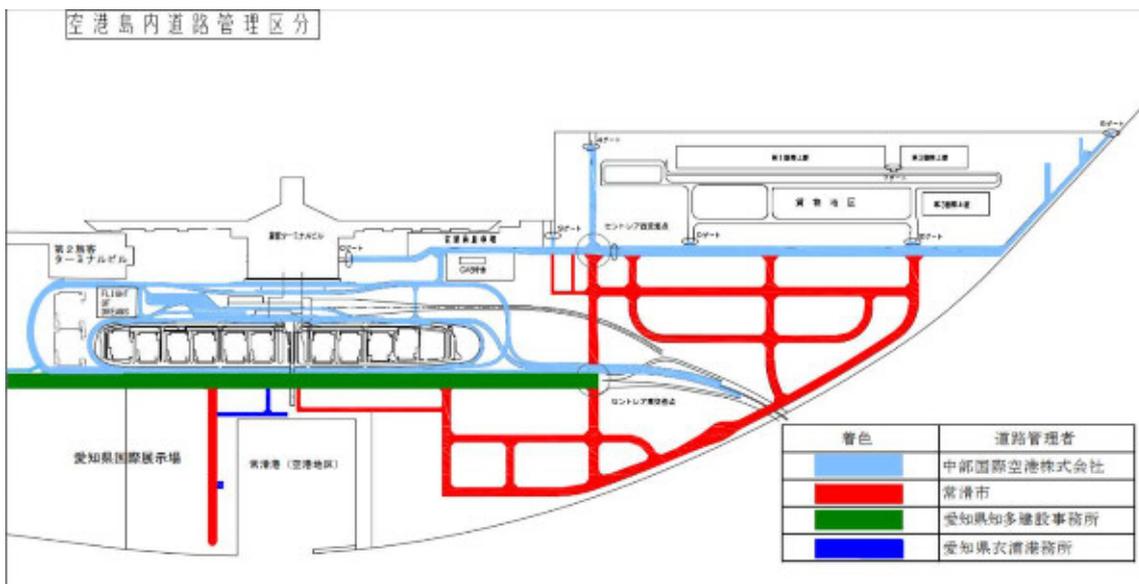
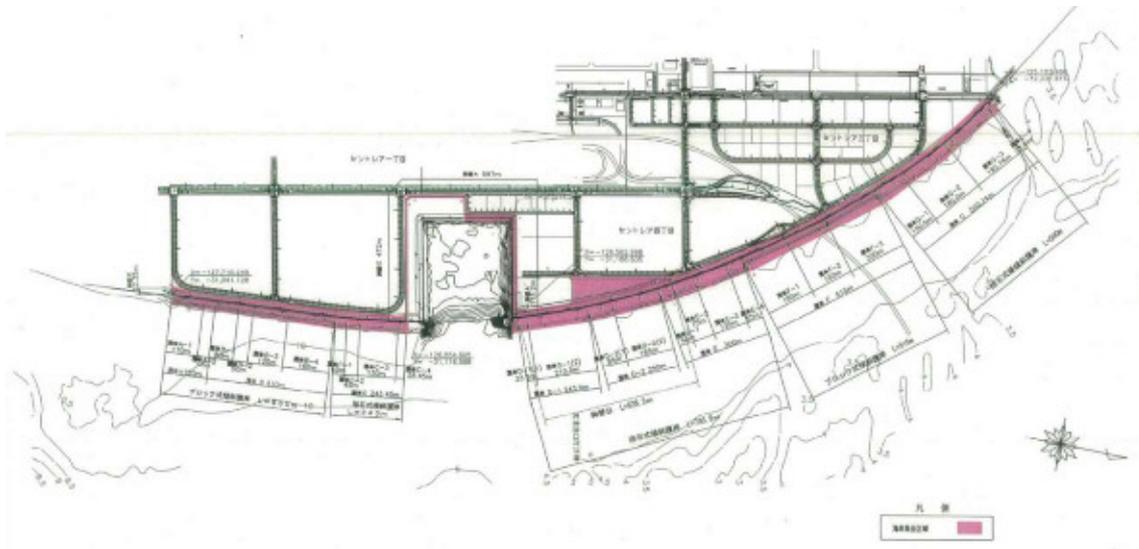
本事業の意見募集の対象エリアを含む空港島の現状を整理した。また、IR 整備法では、IR 区域は「一団の土地の区域」であることが必要とされ、海を挟んだ空港島の対岸部については、「一団の土地の区域」に該当しないと考えられるが、事業可能性を検討するにあたり、パークアンドライドのための駐車場、観光に関連する事業を行うことなども想定されるため、現状を整理した。

(1) 空港島



※赤枠内の斜線部分が意見募集対象エリア

対象エリアにおけるインフラ状況、ボーリング位置、地質、測量結果等を確認した。護岸構造図、道路管理図は下図のとおり。



(2) 中部臨空都市 (対岸部)

対岸部の中部臨空都市の状況は下図のとおり。



2.8 愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）

（1）愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）の概要

愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）は2019年8月30日に開業した。主な特徴は次のとおり。

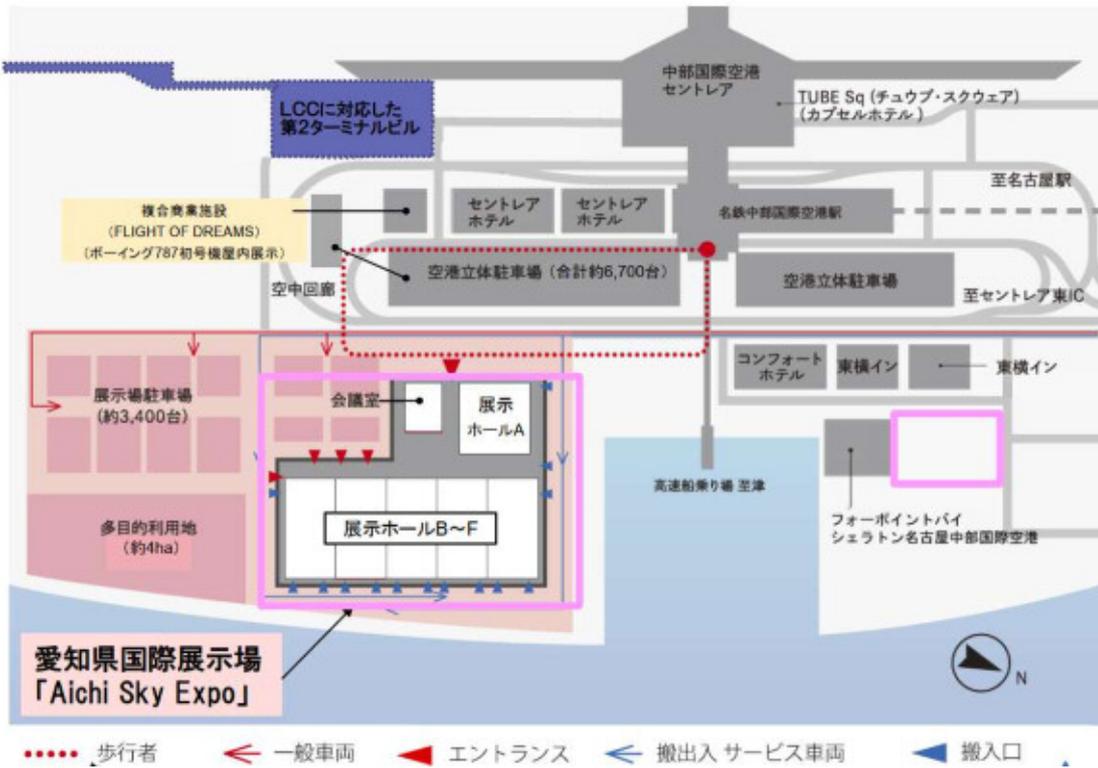
- ・日本初の国際空港直結型の展示場
- ・日本唯一の常設保税展示場
- ・日本初の展示会産業（新たな展示会の立ち上げ・成長支援等）に長期間に亘り本格的に取り組む官民連携組織を構築し、需要創造に係る運営を積極的に展開
- ・「コンセッション方式」を導入し、民間事業者の創意工夫と経営感覚を活かし、展示会を企画・誘致
- ・運営権者は、ヨーロッパ最大の産業展や世界最高峰のファッション見本市など、多様な展示会を開催するGLイベント社及びコンセッション制度を活用した愛知県有料道路運営等事業や仙台空港の運営実績を有する前田建設工業株式会社により設立された愛知国際会議展示場株式会社（略称：AICEC）

○愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）の外観

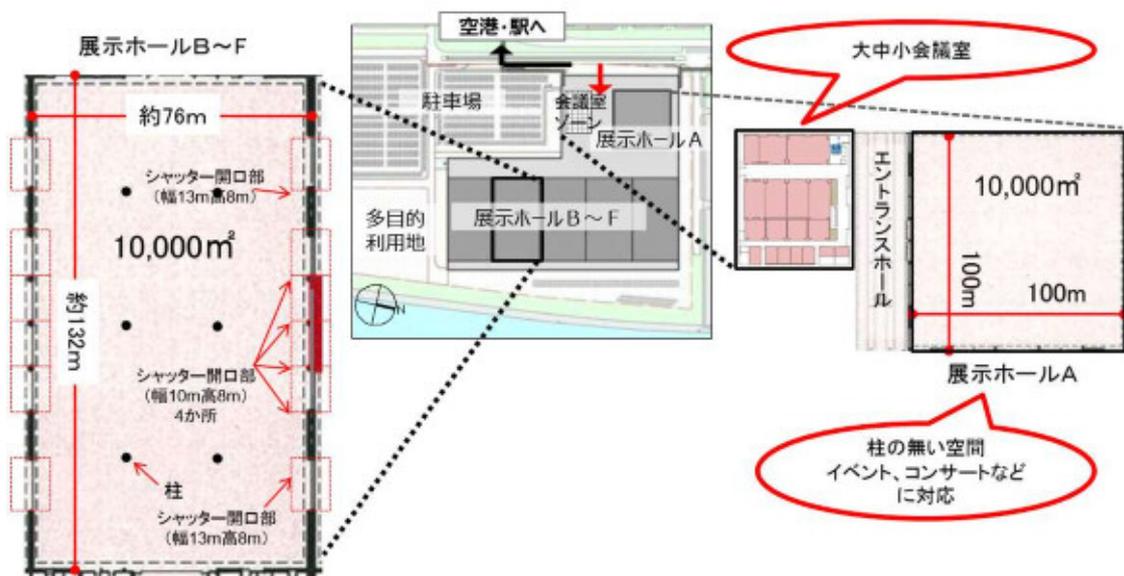
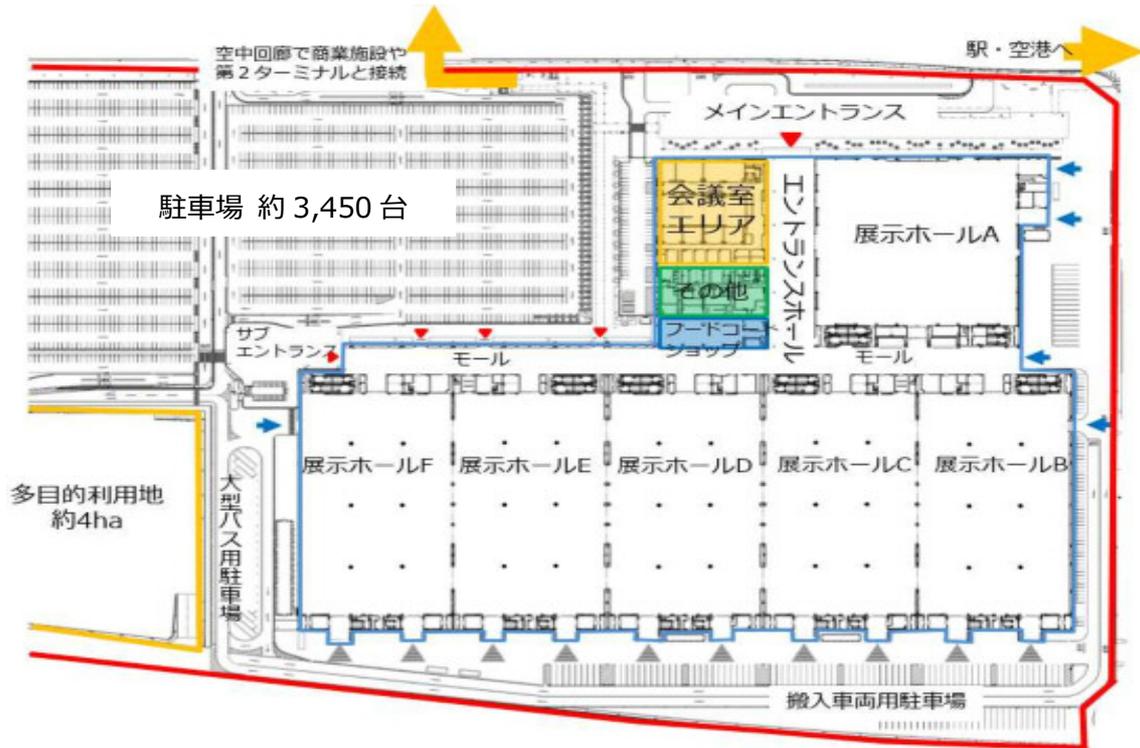




○空港島内配置図



○施設配置図



- ・展示ホール A は柱の無い空間とし、コンサート等の多目的利用が可能
- ・展示ホール B～F はシャッター開口を 6 箇所設置し一体的な利用が可能
- ・会議室はエントランスホールに隣接して大中小 18 室を設置

(2) 愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo) のコンセッション方式

愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo) は、コンセッション方式により、土地建物の所有権を県が保有したまま、施設の運営権を民間事業者 (AICEC) に設定している。(設定期間：2035年3月31日まで)

コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式 (2011年 PFI 法改正により導入) であり、公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。



○コンセッション契約等の概要

・運営権者

愛知国際会議展示場株式会社 (略称：AICEC)

(代表企業 GL events SA、構成企業 前田建設工業株式会社)

・運営権設定対象施設

設定対象	存続期間終了期日
大規模展示場	2035年3月31日
外構	
駐車場	
敷地内通路及び連絡通路	2024年3月31日
多目的利用地	

・運営開始日

2019年8月30日

・運営権対価

8.82億円/年 (税別)

○運営権者の主な業務内容

①施設維持管理運営業務

- マーケティング・プロモーション業務、誘致・営業
- 利用許可・料金徴収等（利用料収入は、AICECに帰属）
- 催事開催支援
- 施設維持管理、修繕等
（県：建物基幹部分の機能の維持に必要な費用を負担。AICEC：運営・運用の機能・環境の維持に必要な部分の費用を負担）
- 渋滞対策、防災・災害対策

②附帯事業運営業務

- 駐車場運営
- 飲食・売店等利用者利便施設の運営
- 総合保税地域の機能を活用した展示会支援

③官民連携による需要創造推進業務

- 地域プロモーション
- 催事開催支援
- 展示会等企画・開催

④任意事業

2.9 MICE 誘致を取り巻く状況・先進事例等

基本方針案（3ページ）では、「我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」

（2017年3月28日閣議決定）において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつアジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目標とする。」とされており、日本型IRでは、国際的なMICEビジネスを展開することを大きな目標の一つとしている。

このため、MICE誘致を取り巻く状況・先進事例等を整理した。概要は次のとおり。

会議場名	取り組み内容
パシフィコ横浜	<ul style="list-style-type: none"> 参加者向け交通インセンティブ （※2016年7月の実証事業）：会議の外国人参加者1,000名に対し、観光、体験、飲食等の特典付みなとみらい線1日乗車券を配布。
幕張メッセ	<ul style="list-style-type: none"> 参加者向けインセンティブ：展示会開催時において、幕張メッセ周辺の商業施設との連携が進んでおり、展示会参加者が、参加者であることを証明するバッジを提示すれば割引等が受けられるようなサービスが展開されている。
福岡国際会議場 マリンメッセ福岡 福岡国際センター	<ul style="list-style-type: none"> ホテル連携：隣接する宿泊施設「サンパレス福岡」が小規模のため、オークラや日航等とタイアップした誘致を行っている。
東京国際フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> 周辺事業者と連携したエリアブランディング：大手町・丸の内・有楽町（大丸有）エリアへの都心型MICE誘致促進を目的とする組織「DMO 東京丸の内」に参画し、同エリアの魅力をプロモーション施設である「Marketing Suite」等で発信。 柔軟なケータリングサービス：帝国ホテルによるケータリングサービスを提供し、細かな要望（個別のグルテンフリー対応等）にも対応可能。

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の設置：東京都と連携し、東京観光窓口として案内所を設置する他、外国人旅行者向けの東京観光案内デジタルサイネージを設置。
国立京都国際会館	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートの実施：施設面及びサービス面への利用者の声を運営に活かすため、催事開催後にアンケートを実施。 ・AIPC（※）が実施するアンケートへのエントリー：世界スタンダードを目標に課題を明確化・改善。 ※International Association for Convention Center。会議場の管理運営、新興・発展を目的とした非営利国委細団体。世界 170 以上の会議施設が加盟しており、日本では当館が唯一加盟。 ・本館・別館の連動性：本館と 3 棟の別館は屋根付き通路で結ばれている他、全館及び隣接ホテル間ではデジタルネットワーク構築によるライブ中継・データ配信により 10,000 名以上の大型会議が可能。 ・ゆとりあるロビースペース：参加者同士が話す場所が多くあることで、ネットワークづくりに寄与し、満足度向上につながる。 ・地元工芸品の活用：2018 年 10 月に開業したニューホールに、京都市と連携し地元の伝統産業等の技法を活かした家具・調度品等を設置し、京都らしい設えを演出。 ・オーダーメイドのケータリングサービス:ベジタリアン、ムスリム、アレルギー対応等、多様なニーズに対応可能。京都市内ホテルとも連携。
東京ビックサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプションホール：展示会に付随して開催されるレセプションを行うためのレセプションホールも有している。床にカーペットを敷いており、ある程度の高級感を有している。 ・礼拝スペース：イスラーム用の礼拝スペースを有する。
名古屋国際会議場	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な運営体制：24 時間対応、休館日も主催者の要望にあわせて開館。 ・ワンストップサービスの提供：看板製作、映像・音響機器の手配・設営等をワンストップで担う。 ・独自の助成金制度の創設：託児室設置助成、シャトルバス助成等、行政機関にはない柔軟な助成金制度を用意。

	<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルセミナー・シンポジウムの開催：自主的に企画開催を行い、専門家、大学等とのネットワークを維持・構築。（例：医学界の各分野の専門家を講師に迎えたセミナー、愛知・名古屋の環境を考えるシンポジウム）
大阪国際会議場	<ul style="list-style-type: none"> ・一括精算システムの導入：会議場への支払い（施設利用料、備品利用料）と会議場委託業者への支払い（舞台照明、音響技術料、看板製作費等）が一括で可能。 ・MICE ビジネス人材育成組織の組成：大阪観光局が事務局、展示場、当会議場の運営会社が幹事会社となり、ホテルやイベント企画、旅行、運輸等の企業が参画する「大阪 MICE アカデミー」を発足。
神戸コンベンションセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・可動席の配備：可動席を有し、階段上のコンベンションホールにも変更可能（展示場 2 号館） ・広い荷捌き場：搬出入しやすい広い荷捌き場を有し、出展者からの評価が高い。（展示場 3 号館） ・6ヶ国対応の同時通訳設備（会議場） ・施設の一体感：会議場、展示場、ホテル間が回廊で結ばれており、安全でスムーズな利用が可能
札幌コンベンションセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者向け交通インセンティブ：札幌市と株式会社 AIRDO が締結した「札幌市の観光・MICE 振興に関する連携協定」にもとづき、札幌市の MICE 誘致の促進を目的として株式会社 AIRDO 提供する割引運賃。 ・可動席の配備：大ホールを展示場、さらに可動席により最大 2,500 人まで対応可能な会議場として活用可能。

出典：施設ヒアリング、下記資料より作成

横浜観光コンベンションビューロー、パシフィコ横浜、横浜高速鉄道 記者発表資料

東京国際フォーラムウェブサイト

帝国ホテルウェブサイト

NPO 法人 大丸有エリアマネジメント協会ウェブサイト

国立京都国際会館ウェブサイト

(株)コングレ「指定管理者としての施設管理・運営～名古屋国際会議場の取組み～」

(2016 年)

グランキューブ大阪ビジネスレポートサイト

札幌市「札幌 MICE 総合戦略」(2015 年)

札幌コンベンションビューローウェブサイト

2.10 国内外の送客施設や観光拠点

基本方針案（3 ページ）では、「我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約 6 割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題となっているところである。日本型 IR において、国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出すことにより、国内各地の観光地への訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の訪問の増加に貢献すること」が日本型 IR の目的の一つとされ、IR 施設への来訪客を国内各地に送り出すことが重視されており、IR 施設の一つである送客施設は、この目的を達成する上で重要な役割を果たすこととなる。送客施設とは、各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であり、送客施設が効果的に機能するためには、観光情報の提供等を行う DMO、観光協会等及び既存の国内の観光拠点との連携を模索する必要がある。

そこで、愛知県及び東海地方等の DMO、観光協会、さらに、IR への来訪者を送客施設から国内各地へ送り出すための観光拠点について整理した。概要は次のとおり。

(1) DMO

対象	名称	種別
広域(※1)	(一社)中央日本総合観光機構	広域連携 DMO
愛知県	(一社)奥三河観光協議会	地域連携 DMO
愛知県	(一社)愛知県観光協会	地域連携 DMO
岐阜県	(特非)ORGAN	地域連携 DMO
岐阜県	(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会	地域 DMO
岐阜県	(一社)下呂温泉観光協会	地域 DMO
三重県	(公社)三重県観光連盟	地域連携 DMO
三重県	伊勢まちづくり(株)	地域 DMO
三重県	(一社)相模海女文化運営協議会	地域 DMO
静岡県	(公社)静岡県観光協会	地域連携 DMO
静岡県	(公財)するが企画観光局	地域連携 DMO
静岡県	(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	地域連携 DMO
静岡県	(一社)美しい伊豆創造センター	地域連携 DMO
静岡県	(一社)伊豆市産業振興協議会	地域 DMO
広域(※2)	(一財)関西観光本部	広域連携 DMO

富山県	(公社)とやま観光推進機構	地域連携 DMO
石川県	(公社)石川県観光連盟	地域連携 DMO
石川県	(一社)金沢市観光協会	地域 DMO
石川県	(一社)こまつ観光物産ネットワーク	地域 DMO
石川県	(一社)加賀市観光交流機構	地域 DMO
石川県	(一社)白山市観光連盟	地域 DMO
福井県	(株)まちづくり小浜	地域 DMO
長野県	(一社)長野県観光機構	地域連携 DMO
長野県	(株)南信州観光公社	地域連携 DMO
長野県	(一社)信州いいやま観光局	地域連携 DMO
長野県	(一社)こもろ観光局	地域 DMO
長野県	(株)阿智昼神観光局	地域 DMO
滋賀県	(公社)びわこビジターズビューロー	地域連携 DMO
滋賀県	(一社)近江ツーリズムボード	地域連携 DMO

※1：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県

※2：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

(2) 愛知県内観光協会

観光協会名
公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
一宮市観光協会
瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会
一般社団法人春日井市観光コンベンション協会
一般社団法人犬山市観光協会
江南市観光協会
一般社団法人小牧市観光協会
稲沢市観光協会
(一社)尾張旭市観光協会
特定非営利活動法人いわくら観光振興会
豊明市観光協会
にしん観光まちづくり協会
清須市観光協会
長久手市観光交流協会
一般社団法人津島市観光協会

愛西市観光協会
あま市観光協会
蟹江町観光協会
飛島村観光交流協会
特定非営利活動法人半田市観光協会
一般社団法人とこなめ観光協会
東海市観光協会
大府市観光協会
知多市観光協会
阿久比町観光協会
東浦町観光協会
南知多町観光協会
内海観光協会
篠島観光協会
日間賀島観光協会
美浜町観光協会
武豊町観光協会
一般社団法人岡崎市観光協会
碧南市観光協会
刈谷市観光協会
一般社団法人ツーリズムとよた
旭観光協会
豊田市 足助観光協会
いなぶ観光協会
小原観光協会
香恋の里しもやま観光協会
藤岡観光協会
松平観光協会
安城市観光協会
一般社団法人西尾市観光協会
知立市観光協会
高浜市観光協会
みよし市観光協会
幸田町観光協会
一般社団法人豊橋観光コンベンション協会

豊川市観光協会
蒲郡市観光協会
西浦観光協会
形原観光協会
蒲郡観光協会
三谷温泉観光協会
新城市観光協会
渥美半島観光ビューロー
設楽町観光協会
東栄町観光まちづくり協会
豊根村観光協会
★愛知県東三河広域観光協議会
★一般社団法人奥三河観光協議会
★知多半島観光圏協議会 事業推進事務所

※「★」は対象範囲が複数の自治体に跨がるもの。

(3) 観光拠点

・愛知県

NO	市町村	観光資源名	観光入込客数	所要時間 (分)	交通機関	口コミ 件数	評価
1	常滑市	中部国際空港来場者	11,830,000	—	—	420	4.0
2	常滑市	めんたいパークとこなめ	1,257,854	5	車	137	—
3	美浜町	えびせんべいの里	1,269,432	20	車	138	—
4	名古屋市	熱田神宮	7,090,427	30	鉄道	1,642	4.0
5	碧南市	あおいパーク	1,009,659	30	車	17	4.0
6	豊明市	中京競馬場	1,208,479	37	車	56	4.0
7	刈谷市	刈谷市交通児童遊園	1,345,331	39	車	52	4.5
8	西尾市	西尾市憩の農園	693,338	40	車	15	4.0
9	名古屋市	瑞穂運動場	1,449,293	41	車	30	3.5
10	名古屋市	久屋大通庭園(フラリエ)	625,073	41	車	66	4.0
11	名古屋市	名古屋城	1,830,404	42	鉄道	3,367	4.0
12	知立市	三河三弘法・遍照院	1,271,000	44	車	10	4.0
13	名古屋市	名古屋市農業センター	643,564	44	車	81	4.0
14	刈谷市	刈谷ハイウェイオアシス	8,848,000	45	車	374	4.0

15	名古屋市	にっぽんど真ん中まつり	2,250,000	45	車・ 鉄道	17	4.0
16	名古屋市	名古屋港水族館	2,195,051	45	車	1,208	4.5
17	名古屋市	愛知県美術館	1,169,140	45	車	78	4.0
18	西尾市	一色さかな広場	711,000	45	車	56	3.5
19	稲沢市	尾張大國霊神社(国府宮)	1,006,431	46	鉄道	41	4.0
20	名古屋市	名古屋市科学館	1,277,909	47	車・ 鉄道	964	4.0
21	安城市	デンパーク	551,168	48	車	120	4.0
22	名古屋市	農業文化園・戸田川緑地	1,075,147	49	車	16	4.5
23	岡崎市	NEOPASA 岡崎	6,254,011	50	車	99	4.0
24	名古屋市	東山動植物園	2,512,291	50	車	712	4.0
25	長久手市	愛・地球博記念公園	1,598,160	50	車	142	4.0
26	一宮市	一宮七夕まつり	1,178,000	54	鉄道	—	—
27	安城市	堀内公園	525,099	54	車	52	4.0
28	安城市	安城七夕まつり	1,120,000	56	車	—	—
29	豊田市	鞍ヶ池公園	1,268,300	57	車	97	4.5
30	岡崎市	道の駅藤川宿	1,178,875	58	車	41	3.5
31	岡崎市	桜まつり	668,000	59	車	—	—
32	名古屋市	ナゴヤドーム	3,954,618	60	車・ 鉄道	385	4.0
33	豊田市	豊田スタジアム	1,675,008	60	車	150	4.0
34	尾張旭市	愛知県森林公園	924,283	60	車	33	4.0
35	豊田市	愛知県緑化センター	656,800	60	車	22	4.0
36	犬山市	博物館明治村	512,320	63	車	462	4.5
37	一宮市	真清田神社	1,208,853	65	車・ 鉄道	94	4.0
38	津島市	津島神社	1,015,420	66	車	51	4.0
39	豊田市	香嵐溪	762,564	66	車	304	4.0
40	犬山市	犬山城	573,034	69	鉄道	982	4.5
41	小牧市	田縣神社	540,000	69	車	70	4.0
42	犬山市	大縣神社	572,700	70	車	35	4.0
43	新城市	もっくる新城	1,245,720	74	車	66	4.0
44	豊川市	豊川稲荷	5,110,000	75	車	280	4.0

45	一宮市	国営木曾三川公園 1 38タワーパーク	1,682,134	75	車	76	4.0
46	犬山市	成田山名古屋別院	1,649,900	75	車・ 鉄道	60	4.0
47	蒲郡市	ラグーナテンボス	2,746,100	80	車	262	3.5
48	江南市	国営木曾三川公園フ ラワーパーク江南	1,043,488	80	車	11	3.5
49	豊橋市	豊橋総合動植物公園	823,782	100	車	154	4.5
50	田原市	めっくんはうす	578,031	106	車	90	4.0

出典：愛知県観光レクリエーション利用者統計（2017年値使用）、GoogleMap、旅行情報サイト「トリップアドバイザー」をもとに作成

・岐阜県

NO	市町村	観光資源名	観光入込 客数	所要時間 (分)	交通機関	口コミ 件数	評価
1	海津市	海津温泉	317,852	67	車	14	3.0
2	土岐市	土岐よりみち温泉	449,202	69	車	16	4.0
3	海津市	千本松原・国営木曾三 川公園	1,340,740	70	車	92	4.0
4	各務原市	国営木曾三川公園かさ だ広場各務原アウトド アフィールド	282,189	70	車	—	—
5	土岐市	道の駅 志野・織部	569,387	71	車	38	4.0
6	海津市	道の駅「月見の里南濃」	488,408	74	車	38	3.5
7	海津市	道の駅「クレール平田」	362,291	74	車	28	3.5
8	土岐市	土岐プレミアム・アウ トレット	7,197,450	75	車	211	4.0
9	各務原市	河川環境楽園	4,464,244	75	車	7	3.5
10	可児市	天然温泉 三峰	311,106	76	車	21	4.0
11	可児市	J A めぐみのとれっ たひろば	420,635	77	車	2	4.0
12	瑞浪市	瑞浪市農産物等直売所 きなあた瑞浪	545,474	79	車	—	—

13	各務原市	世界淡水魚園水族館ア クア・トト ぎふ	477,379	79	車	124	4.5
14	可児市	花フェスタ記念公園	368,199	80	車	103	4.0
15	土岐市	道の駅 どんぶり会館	473,234	81	車	43	4.0
16	関市	百年公園	432,899	81	車	—	—
17	養老町	養老公園（楽市楽座・ 養老、養老天命反転 地、岐阜県こどもの国 を除く）	506,135	83	車	91	4.0
18	岐阜市	岐阜公園	1,099,076	85	車	160	4.0
19	恵那市	道の駅おばあちゃん 市・山岡	527,743	88	車	77	4.0
20	可児市	湯の華アイランド	1,634,202	90	車・ 鉄道	38	4.0
21	海津市	千代保稲荷神社	1,572,618	90	車	129	4.0
22	岐阜市	伊奈波神社	1,499,000	90	車	48	4.0
23	岐阜市	岐阜メモリアルセンター （世界イベント村ぎふ）	1,286,976	90	車	22	3.5
24	美濃市	道の駅 美濃にわか茶屋	505,274	91	車	25	4.0
25	垂井町	南宮大社	416,860	91	車	32	4.0
26	池田町	道の駅池田温泉	317,852	93	車	24	3.5
27	関市	西の屋別館 武芸川温泉	449,202	93	車	17	4.0
28	中津川市	岐阜中津川ちこり村	1,340,740	93	車	49	4.0
29	恵那市	道の駅そばの郷らっせ いみさと	282,189	95	車	40	3.5
30	岐阜市	岐阜ファミリーパーク	569,387	95	車	16	4.5
31	恵那市	恵那峡	353,900	95	車	122	4.0
32	岐阜市	長良公園	352,198	97	車	9	4.0
33	本巣市	道の駅「織部の里もとす」	301,914	98	車	21	4.0
34	郡上市	郡上八幡	624,646	102	車	89	4.0
35	中津川市	中山道	574,843	110	車	—	—
36	中津川市	馬籠宿	474,273	111	車	610	4.5
37	揖斐川町	谷汲山華厳寺	359,713	112	車	73	4.0
38	郡上市	道の駅 古今伝授の里 やまと	406,654	112	車	36	4.5

39	中津川市	道の駅「賤母」	375,281	117	車・ 鉄道	51	3.5
40	揖斐川町	道の駅星のふる里ふじはし	326,000	118	車	19	4.0
41	中津川市	道の駅「花街道付知」	683,374	121	車	26	3.5
42	郡上市	道の駅 明宝	549,400	123	車	39	4.0
43	中津川市	道の駅「加子母」	332,935	132	車	7	3.5
44	下呂市	下呂温泉（旅館の宿泊 利用及び日帰り利用）	328,584	150	車・ 鉄道	218	4.0
45	飛騨市	飛騨古川 古い町並み	362,025	162	車	193	4.5
46	白川村	道の駅白川郷	373,198	163	車	102	3.5
47	白川村	白川郷合掌造り集落	324,260	165	車	2,018	4.5
48	高山市	高山市街地エリア	302,762	170	車	1,267	4.0
49	高山市	奥飛騨温泉郷	1,233,037	203	車	35	4.5
50	高山市	新穂高ロープウェイ	385,991	223	車	922	4.5

出典：岐阜県観光入込客統計調査（2017年値を使用）、GoogleMap、旅行情報サイト「トリップアドバイザー」をもとに作成

・三重県

NO	市町村	観光資源名	観光入込客 数	所要時 間 (分)	交通 機関	口コ ミ件 数	評価
1	桑名市	ナガシマリゾート	15,300,000	43	車	595	4.5
2	菰野町	湯の山温泉	1,727,377	63	車	31	4
3	桑名市	多度大社	1,502,000	65	車	87	4
4	津市	朝津味	494,064	77	車	5	4
5	鈴鹿市	鈴鹿サーキット	2,043,714	81	車	321	4.5
6	津市	高田本山専修寺	364,600	83	車	61	4
7	鈴鹿市	三重交通G スポーツの 杜鈴鹿	469,549	84	車	13	4
8	鈴鹿市	青少年の森	292,102	84	車	10	—
9	津市	津観音寺	235,000	84	車・ 鉄道	12	3.5
10	津市	三重県総合博物館 (MieMu)	254,801	87	車	39	4

11	津市	道の駅「津かわげ」	778,560	91	車	27	3.5
12	松阪市	松阪農業公園ベルファーム	580,476	92	車	56	4
13	伊賀市	伊賀の里モクモク手づくりファーム	301,296	92	車	126	4
14	津市	津の海	213,570	95	車・船&バス	—	—
15	松阪市	森林公園	90,513	96	車	5	3
16	大台町	道の駅「奥伊勢おおだい」	463,137	112	車	30	3.5
17	伊勢市	三重交通G スポーツの杜伊勢	328,371	116	車	—	—
18	伊勢市	伊勢神宮【内宮・外宮】	8,798,351	117	車	2570	4.5
19	伊勢市	おかげ横丁	5,720,000	117	車	1364	4
20	伊勢市	三重県営サンアリーナ (菓子博含む)	810,318	118	車	—	—
21	伊賀市	青山高原	238,880	118	車	17	4
22	鳥羽市	鳥羽市旅館街	1,726,642	120	車	—	—
23	伊勢市	二見興玉神社	1,919,910	122	車	330	4
24	伊勢市	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ	592,588	122	車	16	3.5
25	鈴鹿市	椿大神社	1,525,000	125	車	125	4.5
26	鳥羽市	鳥羽水族館	842,156	127	車	751	4.5
27	紀北町	道の駅「紀伊長島マンボウ」	454,143	127	車	61	4
28	鳥羽市	鳥羽の離島（4島）	180,377	127	車	—	—
29	紀北町	紀北PA 始神テラス	738,853	130	車	14	4
30	南伊勢町	海岸景観（釣り・レジャー・体験含む） （旧南勢町）	229,082	131	車	—	—
31	志摩市	英虞湾景観	146,865	132	車	—	—
32	名張市	香落溪	133,923	132	車	15	3.5
33	名張市	赤目四十八滝	143,487	137	車	190	4.5
34	鳥羽市	神明神社（石神さん）	212,257	142	車	286	4
35	志摩市	志摩スペイン村	1,216,000	145	車	459	4
36	志摩市	阿児旅館街	621,772	145	車	—	—
37	熊野市	熊野古道	337,046	148	車	269	4.5

38	熊野市	鬼ヶ城	264,806	167	車	141	4
39	志摩市	御座白浜海水浴場	87,791	176	車	51	4.5
40	志摩市	賢島エスパーニャクルーズ	153,577	180	車	—	—

出典：三重県観光統計（2017年値を使用）、GoogleMap、旅行情報サイト「トリップアドバイザー」をもとに作成

・その他

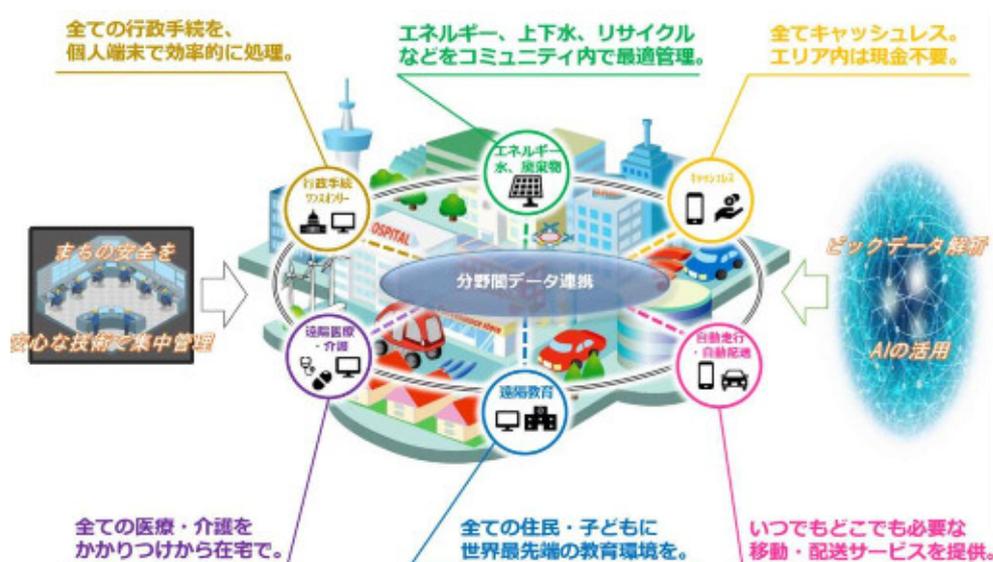
NO	市町村	観光資源名	所要時間（分）	交通機関	口コミ件数	評価
1	京都府京都市	京都（京都駅）	88	鉄道	—	—
2	静岡県浜松市	浜名湖（舘山寺）	93	車	81	3.5
3	滋賀県大津市	琵琶湖（大津駅）	113	車・鉄道	—	—
4	大阪府大阪市	大阪（大阪駅）	121	鉄道	—	—
5	長野県南木曾町	妻籠宿	122	車	42	4
6	東京都千代田区	東京（東京駅）	146	鉄道	—	—
7	神奈川県横浜市	横浜（みなとみらい駅）	160	鉄道	—	—
8	静岡県静岡市	日本平夢テラス	167	車・鉄道	38	4.5
9	長野県松本市	松本城	183	鉄道	3326	4.5
10	福井県坂井市	東尋坊	191	車	805	4
11	静岡県三島市	三島スカイウォーク	195	車	520	4
12	長野県松本市	上高地	207	車	—	—
13	石川県金沢市	金沢（金沢駅）	214	車・鉄道	—	—
14	富山県立山町	立山黒部アルペンルート（立山駅）	243	車	974	4.5
15	長野県山ノ内町	地獄谷野猿公苑	305	車	2530	4.5

出典：GoogleMap、旅行情報サイト「トリップアドバイザー」をもとに作成

2.11 スーパーシティ

内閣府では、第四次産業革命における最先端技術と大胆な規制緩和により、理想の未来社会を先行実現する「スーパーシティ」構想を推進している。「スーパーシティ」とは、AIやビッグデータなど、第四次産業革命における最先端技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」を目指すものであり、個別分野ごとの技術の実証実験ではなく、キャッシュレス化、行政手続ワンズオンリー、遠隔教育・医療、自動走行など、複数分野にわたるスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験を行う都市のことを指す。

＜スーパーシティのイメージ＞



出展：内閣府国家戦略特区「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会配付資料

この「スーパーシティ」構想の実現に向けて、自治体等の検討を加速させるとともに、今後の制度の詳細設計や関連施策の政策決定に生かすため、内閣府は2019年9月から10月にかけて自治体等を対象としたアイデアの公募が行った。県は、この公募に対して、中部国際空港エリアを対象地域とする構想案を2019年10月31日に提出した。構想案の概要は次のとおり。

○提案のポイント

愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を核にMICEを誘致し、国際観光都市として、付加価値の高い観光産業を育成するとともに、中部国際空港エリアに、自動運転、ロボット、AIなどを活用した最先端の技術・サービスを積極的に導入し、イノベーションの創出を図るための拠点化を進める。

○想定されるサービス

- (1) 人やモノの移動に伴う交通渋滞や混雑の緩和
 - ・ 交通量や人流解析による移動、駐車場案内の最適化
 - ・ 自動運転、パーソナルモビリティ等による移動支援
- (2) 空港利用者や地域住民の利便性向上
 - ・ 利用者の目的に応じた最適情報の提供と案内
 - ・ 施設、観光地等での手続きや支払い等のスマート化
 - ・ 空港業務のスマート化
 - ・ 観光客の案内や警備等へのロボットの導入
- (3) 災害に強い安心・安全な都市づくり
 - ・ AI等を活用した災害予測、エネルギー管理、避難誘導等
 - ・ 水素エネルギー利活用モデルの構築
 - ・ 先端技術を導入した交通システムや情報通信システム等のインフラ整備等

○イメージ図



県では、「MICE を核とした国際観光都市」に関する調査研究を進める中で、「スーパーシティ」構想を推進するとともに、IR 整備法に基づく区域整備計画の事業可能性を検討しており、それぞれの整合性を図る必要がある。

2.12 有害な影響対策

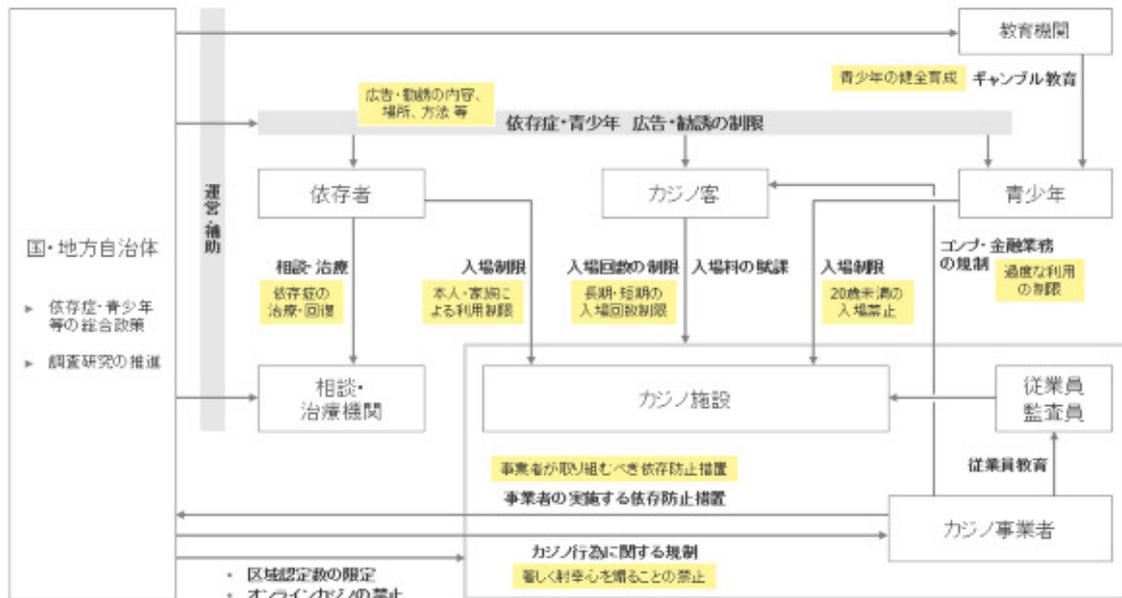
基本方針案（44 ページ）において「日本型 IR においては、本来禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものであることから、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある。」ことが求められており、IR 事業者は、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等の観点からカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を確実に実施していく必要がある。

そこで、IR 事業における有害な影響の一つであるギャンブル等依存症に関する国内外の取組等について整理した。また、シンガポールなど海外の治安風俗に関する取組等を整理した。概要は次のとおり。

（1）ギャンブル等依存症対策

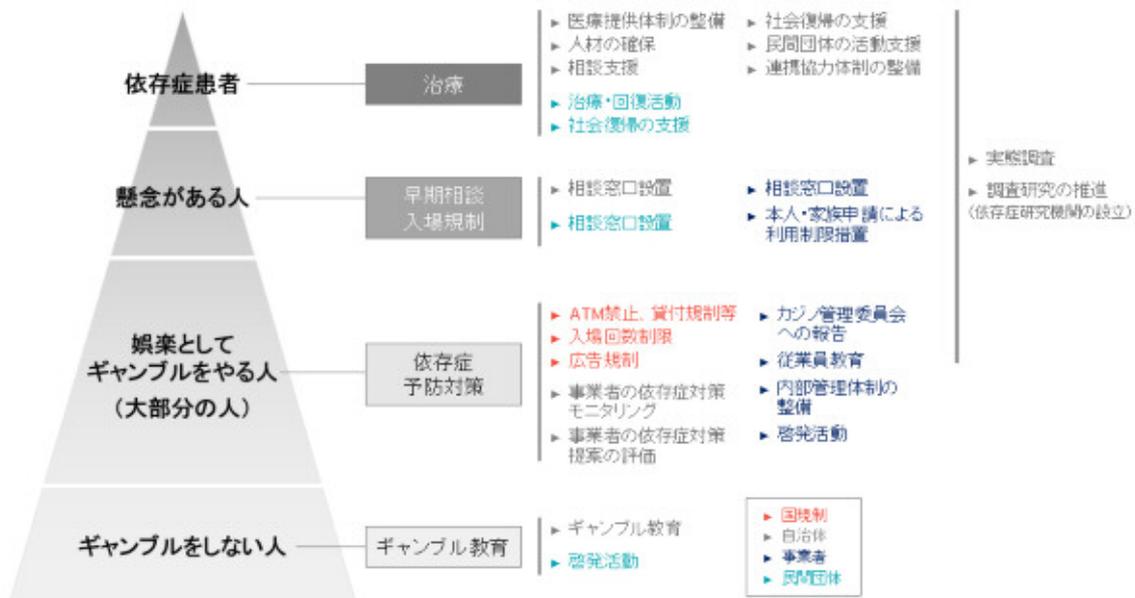
① 国の取組等

IR 事業におけるギャンブル等依存症対策の全体像は次のとおり。



出典：苫小牧国際リゾート構想

「依存症患者」「懸念がある人」「娯楽としてギャンブルをやる人」「ギャンブルをしない人」の分類ごとの対策は次のとおり。



出典：苦小牧国際レポート構想に基づいて加工

国は、ギャンブル等依存症対策を、総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、2018年10月にギャンブル等依存症対策基本法を策定した。

ギャンブル等依存症対策基本法で、都道府県等に要求される基本的施策は次のとおり。

- ・教育及び学習の振興並びに知識の普及
- ・関連事業者の事業の方法についての配慮の確保
- ・予防等の方法の研究開発の推進及びその成果の普及、専門医療機関の整備等の医療提供体制の整備等
- ・患者等及びその家族への相談支援の充実等
- ・円滑な社会復帰に資するための就労支援等
- ・患者等及びその家族の経済的負担の軽減
- ・民間団体の活動に対する支援、民間団体と医療等の業務を行う機関等との連携の確保
- ・ギャンブル依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保・養成・資質の向上
- ・実態調査その他の調査研究の推進、多重債務・虐待等の問題とギャンブル依存症との関係についての調査及び分析

また、2019年4月に、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定した。概要は次のとおり。

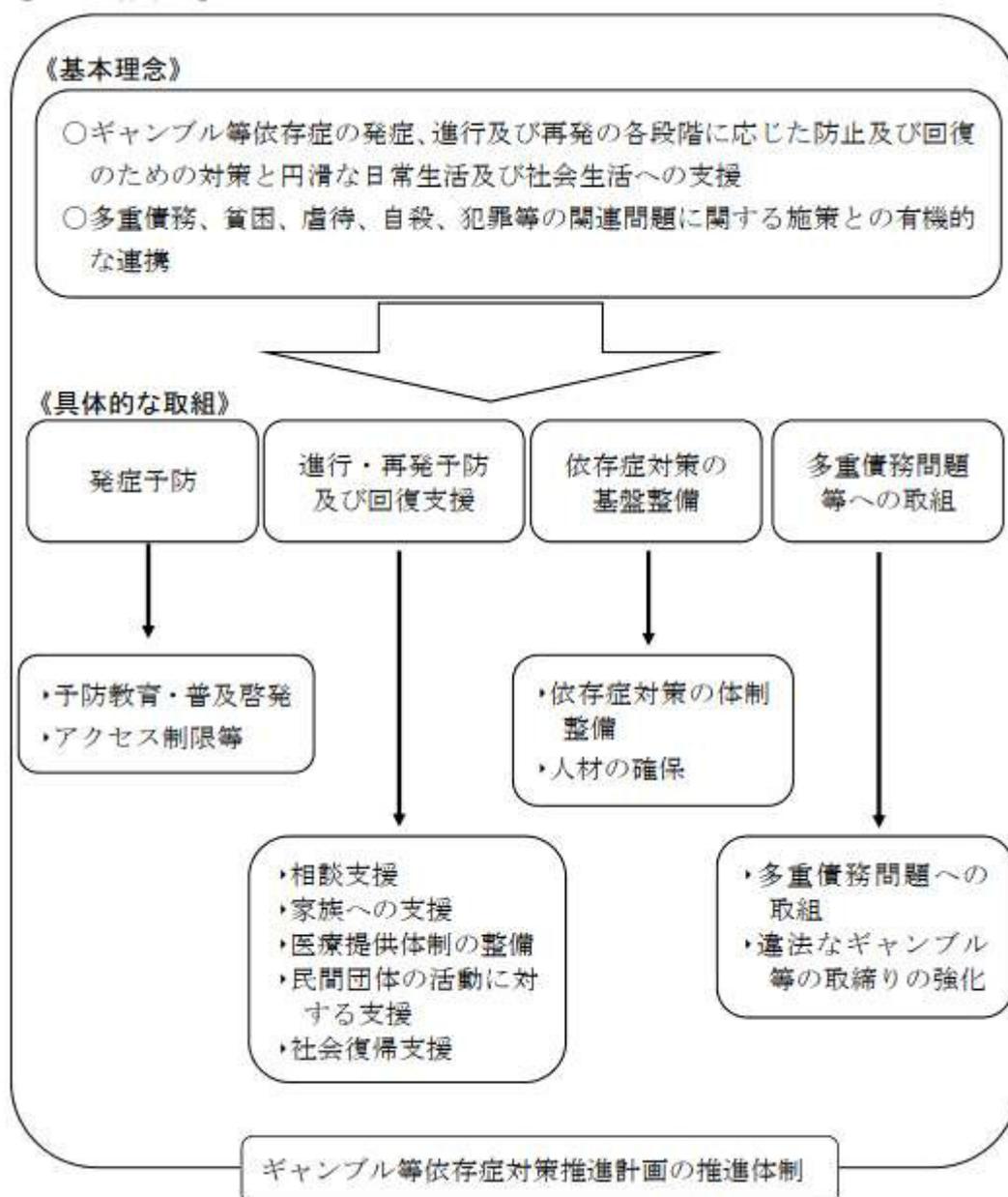
大項目	中項目	内容
第一章 ギャンブル等 依存症対策の 基本的考え方 等	1 ギャンブル等依存症問題の現状	国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）
	2 ギャンブル等依存症対策の基本理念等	<ul style="list-style-type: none"> ・発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援 ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮 ・アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮
	3 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間） ・基本的な考え方：PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進
	4 ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施 ・政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進
第二章 取り組むべき 具体的施策 （主なもの）	1 関係事業者の取組：基本法第15条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝の在り方 ・アクセス制限、施設内の取組 ・相談・治療につなげる取組 ・依存症対策の体制整備

	2 相談・治療・回復支援：基本法第 16～19 条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・治療支援 ・民間団体支援 ・社会復帰支援
	3 予防教育・普及啓発：基本法第 14 条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成 31 年度～） [厚労省] ・特設ページ・SNS 等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成 31 年度～） [消費者庁] ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成 31 年度～） [文科省] ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成 31 年度～） [金融庁] ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成 31 年度～） [厚労省]
	4 依存症対策の基盤整備：基本法第 20・21 条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力体制の構築 ・人材の確保
	5 調査研究：基本法第 22 条関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成 31 年度～） [厚労省] ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT 技術を活用した入場管理方法の研究（平成 31～33 年度） [競馬・モーターボート]

	<p>6 実態調査：基本 法第 23 条関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成 32 年度） [厚労省] ・ 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成 33 年度） [消費者庁] ・ 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成 31 年度～） [公営競技・ぱちんこ] ・ ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成 31 年度～） [厚労省]
	<p>7 多重債務問題等 への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成 31 年度～） [金融庁] ・ 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成 31 年度～） [警察庁]

② 県の取組

県では、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、2019年4月に策定された国の基本計画を基本としつつ、県の実情に応じた「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を2020年3月に策定した。計画の体系図は次のとおりである。



③ 国内外の参考となる取組

国内 IR 候補地などの取組を整理した。概要は次のとおり。

・エリアでの取組み（地域対策プラットフォーム構築）

項目	取組概要	取組主体		実施エリア
		自治体	事業者	
一般的な取組の強化	教育の振興等	○		大阪、和歌山、長崎
	依存症の予防等	○	○	大阪、和歌山、長崎
	医療提供体制の整備	○		大阪、長崎
	相談支援等	○		大阪、長崎
	民間団体の活動にする支援	○		大阪、長崎
	連携協力体制の整備	○	○	大阪、長崎
	人材育成・確保	○		大阪、長崎
実施することが望ましい取組	調査研究の推進等	○		横浜、大阪、長崎
		○	○ (データ提供)	大阪、横浜、長崎
	実態調査	○		横浜、大阪、長崎
	医療提供体制の整備	○		大阪

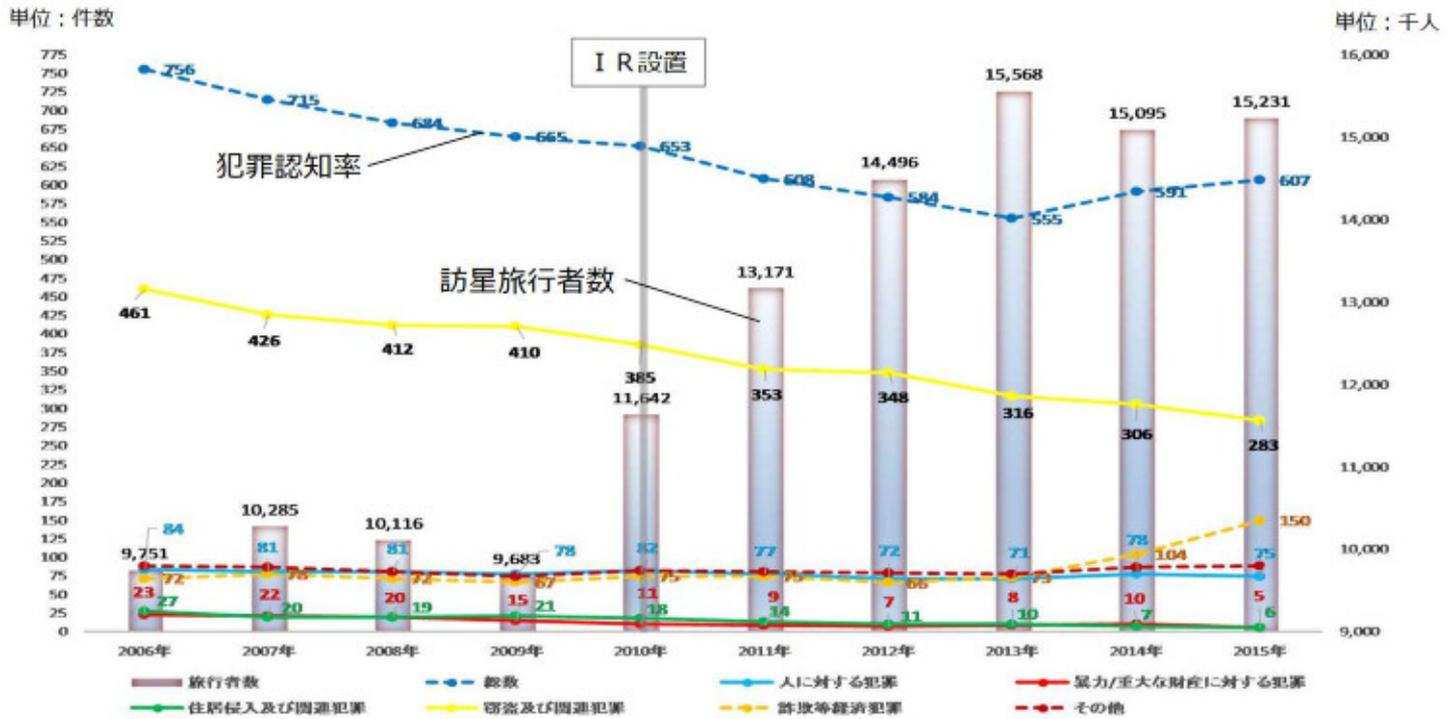
・IR 区域内での取組み

項目	取組概要	日本 IR 制 度上の義 務	取組主体		実施エリア
			自治体	事業者	
啓発	IR 区域内での予防啓発の実施 (啓発資材の配布など)			○	大阪、長崎
相談窓口	IR 施設内に相談窓口を設置	○		○	横浜
入場規制	マイナンバーカード認証による入場回数制限	○		○	全エリア
入場規制	ICT や生体認証による厳格な入場管理 ▶ 本人からの申告による入場規制 (本人排除) ▶ 家族からの申告による入場規制 (家族排除)	○		○	横浜、大阪、和歌山、長崎
入場規制	青少年の入場防止措置 (ハード・ソフト両面での取り組み)	○		○	カナダ BC 州
ドレスコード	ドレスコードを設け、入場に対する心理的なハードルを高めて、入場を抑制		○	○	和歌山
アルコール制限	アルコール提供ルールの制定		○	○	アメリカ
ATM	ATM 設置禁止／制限	○			シンガポール
人材育成・確保	カジノ施設内従業員の教育・育成 アンバサダー制度			○	横浜、大阪
働きかけ	従業員による施設内での見回り・警告 (どんな賭け方をしているか一元管理し、依存症の兆候のある人へプレイの中断を促し、相談窓口案内する等)			○	横浜、大阪、和歌山
連携協力体制の整備	依存症対策の内容について、行政や関係機関との情報共有及び協議 (カジノ施設内の従業員教育など)		○	○	横浜、大阪、長崎

(2) 治安風俗環境の変化

2010年に、2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置前後において、訪問旅行者数は増加しているものの、人口10万人当たりの犯罪認知率（全体）に大きな変化は見られない。

また、犯罪類型に着目しても、体感治安の悪化につながるような、「人に対する犯罪」（殺人、強姦等）、「暴力/重大な財産に対する犯罪」（強盗等）、「住居侵入及び関連犯罪」、「窃盗及び関連犯罪」などの犯罪について、カジノ設置前後において、大きな変化は見られない。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

有害な影響の排除を適切に行うための、海外のIR事業者の対応策例は次のとおりである。

懸念事項対策	事業者の対応策（海外の一般事例）
ギャンブル依存症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員教育・研修 ・顧客への教育、啓蒙行為 ・カジノ施設内での治療サービス等の情報の提供 ・電話等による無料のヘルプライン ・ギャンブル等依存症の治療施設の紹介 ・地域のギャンブル等依存症の治療施設や専門家との連携、治療施設への支援
青少年への悪影響対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブルに関する教育支援 ・カジノの入場規制の徹底遵守 ・警備員による巡回の実施
治安対策	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員の配置・巡回 ・自動検知システム等の高性能カメラ等の設置 ・警察との情報共有 ・警察活動を支援する施設・体制整備
マネー・ロンダリング対策	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認及び入場規制の遵守 ・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の報告に関する内部統制構築
反社会的勢力の排除に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認及び入場規制の徹底 ・警察及び関係機関との情報共有

海外の自治体等の取組みは次のとおり。

項目	懸案事項	対策主体	地域		
			シンガポール	ラスベガス	その他（韓国、英国、豪州等）
暴力団対策（組織対策含む）	マネーロンダリング対策	国・州	<ul style="list-style-type: none"> ・査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視 ・取引管理当局による疑わしい取引報告書の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国歳入庁（IRS）等による調査 ・犯罪収益分析ネットワークによる疑わしい取引報告書の調査分析 	<韓国> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて検察庁が捜査 ・金融情報分析院による疑わしい取引報告書の分析及び法執行機関への情報提供

	反社会的勢力の排除（入場規制含む）	国・州	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設に入場を禁止する者をカジノ事業者に命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場禁止者リストを取りまとめ、カジノ事業者へ提供 	
青少年への対策	入場規制や教育プログラムの実施	国・州	<ul style="list-style-type: none"> ・21歳未満の者のカジノ入場及びゲーミング参加の禁止 ・2013年より中学校の教育プログラムの一環として、青少年向けのプロジェクトに着手 ・2014年に中学校3年生向けに試験的实施 ・2015年に改良し多くの中学校で試験的实施 	<ul style="list-style-type: none"> ・21歳未満の者は禁止 	<p><韓国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19歳未満の者の入場禁止 <p><豪州ビクトリア州></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の者の入場禁止 ・「学校における消費者教育」により青少年が消費に関する問題に直面した時に決断するための知識及び行動を育成 ・若年者に対してギャンブル対策や責任ある行動及び態度を学習する目的で「Beat the game」というDVDを作成
		民間		<ul style="list-style-type: none"> ・全米問題ギャンブル協議会はカジノが合法化されている主要都市の中学校、高等学校向けに青少年ギャンブルに関する教育資料を配布 	
規制（事業者への許認可含む）	個人、法人の清廉潔癖性と遵法性を厳格に要求	国・州	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者・従業員の調査（背面調査） ・ライセンス取得後、カジノ規制機構による定期的な審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の調査（背面調査等）、審問 ・ゲーミング委員会が役員、重要な従業員、ディーラーから指紋の提出を受け、犯罪歴等を確認 	<p><韓国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者及び役員の背面調査

			<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ規制機構から提供を受けた、ライセンス審査に関係する者の指紋に基づき犯罪歴等を確認 		
	施行に係わる規則等の履行と遵守・監視	国・州	<ul style="list-style-type: none"> ・監視システムの承認 ・査察官によるカジノ事業者の法令遵守状況の監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備基準の承認 ・ゲーミング委員会は事業者及び上位従業員の申請を受けた際に、申請者の諮問を犯罪歴との照合を実施 	<p><韓国></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者の法令遵守状況の監督
犯罪防止	粗暴犯の増加等各種犯罪の増加	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール警察内にカジノ犯罪捜査部を設置し、不正行為、麻薬取引、マネーロンダリング等の組織犯罪を捜査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラスベガス市警では組織犯罪事務局が、カジノ周辺の治安維持のため、施設の警備員との連携による防犯対策を実施 	<p><豪州ビクトリア州></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設を含む繁華街の治安維持のため、Safestree taskforceを設置し、毎週金・土曜の夜8時から朝6時までパトロールを実施

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料に基づき作成

3. 意見募集の実施

3.1 意見募集の準備

(1) 意見募集実施事務局の設立

意見募集事業では、事業者等からの問い合わせ対応、事業者等とのヒアリングのためのスケジュール調整等、多数の事務手続きが発生する。

そこで、県では、これら事務を実施するための事務局として EY 新日本有限責任監査法人内に意見募集実施事務局を設立した。

(2) 事務局運営フロー等の作成

海外の IR 事業者等からの連絡等に対して、多くの事務手続きを効率的・画一的に行うため、定型業務について事務フローを作成した。また、各事業者の申し込み状況の管理、ヒアリング履歴の管理等を一括して行うための事業者管理表を作成した。

3.2 意見募集要項の作成

中部国際空港エリアにおいて IR 区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等から幅広く意見を募集するために、意見募集要項を作成した。

(1) 意見募集要項における記載事項の整理

意見募集要項の作成にあたり、MICE を核とした国際観光都市、最先端技術を活用して未来都市の実現を目指すスーパーシティ・スマートシティなど県の構想、中部国際空港エリアの現状等を踏まえ、意見・提案を求める項目、意見募集への参加要件等、意見募集要項における記載事項を整理した。

(2) 意見募集要項の作成

「3.2.(1) 意見募集要項における記載事項の整理」を踏まえ、意見募集要項等を作成した。

意見募集の方法	対象者
ヒアリングの実施	空港島において特定複合観光施設区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等
意見・提案書の提出	上記以外で意見・提案を求める項目に関しノウハウ・知見を有する法人等

(3) 英訳

意見募集におけるヒアリング対象は主に海外の IR 事業者であることから、意見募集要項は日本語版と併せて英語版も作成した。

(4) データセットの作成

意見募集において、参加事業者は基本コンセプトをはじめ、市場分析、全体計画・施設計画、事業スケジュール、事業計画、事業効果、事業実施体制、懸念事項対策、地域の魅力を高める取組等多岐にわたる項目を検討することになるが、検討に当たっては、中部国際空港エリアでの開発時に利用できる土地の詳細、県の経済規模、交通状況等、詳細な基礎データが必要となる。そこで、参加事業者がより具体的で有意義な提案を行うことができるように、提案に必要なデータをデータセットとして準備し、秘密保持誓約書と引き換えに事業者へ配付した。

3.3 意見募集の実施

(1) 事業者からの意見募集受付

県の HP において、意見募集要項を公表し、事業者からの意見募集の受付を行った。

(2) ヒアリングの実施

意見募集要項に基づき、空港島において IR 区域の整備・運営主体となることに関心を有する法人等に対し、ヒアリングを行った。

ヒアリング項目は多岐にわたり、複数回に分けて実施する必要があったため、各回のヒアリングで「基本コンセプト」や「事業性分析」などテーマを設定するなど効率的に進めるように努めた。

意見募集実施期間は、当初、2020 年 3 月末までを予定していたが、2020 年 1 月末と見込まれていた基本方針の作成・公表が遅れていることから、意見募集期間を 2020 年 5 月末まで 2 か月間延長したため、報告書作成時点においても、事業者へのヒアリングを実施中である。

(3) 意見・提案書の提出

意見募集要項に基づき、意見・提案を求める項目に関しノウハウ・知見を有する法人等（「3.3.(2) ヒアリングの実施」においてヒアリングを行った者を除く）から意見・提案が提出された。

なお、「3.3.(2) ヒアリングの実施」と同様、意見・提案書の提出期限を 2 か月延長した。

4. 法に基づく区域整備を行う場合の課題と対応検討

4.1 一体的開発の確保に係る課題

IR整備法第2条第2項では、「特定複合観光施設区域」とは、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるもの」と規定されている。また、特定複合観光施設区域整備法に係る説明会（2019年1月）の資料によると、IR区域について、IRの規模に比べて相当程度広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものは想定されず、河川、海、湖沼などが含まれることも想定されない。

対岸部については、空港島と中部国際空港連絡道路でつながってはいるが、海により分断されているため、意見募集の対象エリアに係る「一団の土地の区域」には該当しないと考えられる。

空港島内の意見募集の対象エリアは、中央に位置する港湾により対象エリアが南北に分かれており、来場者の動線確保など南北間のアクセスに配慮する必要がある。また、対象エリアの北側には、愛知県企業庁が民間企業に売却・貸付をするための開発用地、民間事業者が所有している土地等があり、形状が複雑であることに留意する必要がある。区域整備を行う場合、IR区域がいくつかの区画に別れてしまうことが想定されるため、来場者の動線などに配慮しながら、「一団の土地の区域」として一体的な開発を進めることが課題となる。

4.2 既存施設の活用に係る課題

2019年8月にオープンした愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）について、IR整備法に基づく区域整備を行う上で、既存施設として活用する場合の課題等を整理した。概要は次のとおり。

（1）IR整備法施行令が定めるMICE施設の要件等

IR整備法施行令第1条及び第2条では、IR施設のうち国際会議場施設及び展示等施設（MICE施設）の基準を以下のとおり規定しており、国際会議及び展示会等の規模・開催頻度に応じて、3つのカテゴリーに分類される。

- ・国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員が1,000人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。
- ・展示施設等については、以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること。
 - ①「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね1,000人以上3,000人未満）である場合には、「きわめて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示施設（床面積の合計がおおむね12万㎡以上）であること
 - ②「大規模な規模の国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3,000人以上6,000人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示施設（床面積の合計がおおむね6万㎡以上）であること
 - ③「極めて大規模の国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね6,000人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示施設（床面積の合計が2万㎡以上）であること。

IR整備法施行令が定めるMICE施設の要件

カテゴリー	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①「一般的な規模」	1,000人以上～3,000人未満	2,000人以上～6,000人未満	12万㎡以上
②「大規模」	3,000人以上～6,000人未満	6,000人以上～12,000人未満	6万㎡以上
③「極めて大規模」	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上

MICE 施設について、設置運営事業者は上述の 3 つのカテゴリーの中でいずれかを選択して整備することが求められる。なお、展示面積が 6 万㎡の愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）は、3 つのカテゴリーのうち「②大規模」に該当している。

（2）IR 施設の一体的な設置・運営

IR 整備法第 2 条第 1 項では、「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設等から構成される一群の施設であって、民間事業者によって一体的に設置・運営されるもの」と規定されている。

愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）は、県が所有権を有し、コンセッション方式により、施設の運営権を民間事業者（AICEC）に設定している。

（「2.8 愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）」参照。）

IR 整備法上、全ての IR 施設の設置・運営を設置運営事業者が一体的に行うことが求められており、愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を IR 施設に含める場合、設置運営事業者が当該施設の所有権を持つ必要がある。

（3）これまでにないスケールとクオリティを有する施設

基本方針案では、MICE 施設を含む IR 施設の在り方について、以下のよう

に求めている。

（基本方針案 6 ページ）

- ・既存施設を活用することも排除はされないが、日本型 IR は、これまでにないスケールとクオリティを有する IR 施設であることが必要であり、このため、大規模な民間投資が行われるとともに、大きな経済効果 や雇用創出効果をもたらすものであることが必要である。
- ・日本型 IR では、民間の活力を生かして これまでにないようなスケールとクオリティを有する MICE 施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となることを目指している。

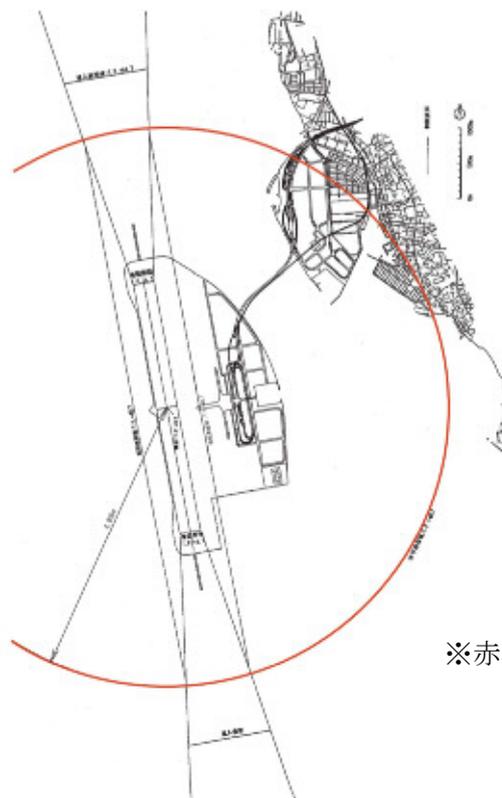
このため、既存施設である愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を活用する場合、何らかの機能向上が課題となる可能性がある。

4.3 当該地域の有効活用に係る検討

IR 整備法第 2 条第 1 項及び IR 整備法施行令第 5 条では、IR 施設の一つである宿泊施設の基準を以下のとおり定めている。

- ・ 全ての客室の床面積の合計がおおむね 10 万㎡以上であること
- ・ 以下の①～③について国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること
 - ①客室のうち最小のもの面積
 - ②スイートルームのうち最小のもの面積
 - ③客室の総数に占めるスイートルームの割合

空港島は、中部国際空港に立地しており、航空法第 49 条第 1 項の規定により建物等の高さが制限されている。意見募集の対象エリアは、全域が航空法第 2 条第 9 項の水平表面に該当し、高さ 45m を超える建物の建築が制限されている。なお、空港島内の既存のホテルは、最大で 13 階建てとなっている。



また、対象エリアの大部分は、常滑市都市計画において建ぺい率 60%、容積率 300%の準工業地域である。

4.4 その他諸課題

(1) 地域における十分な合意形成

都道府県等が IR 区域の整備を推進するに当たり、基本方針案（5 ページ）では、「IR 区域を整備することの意義や、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について、地域における幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠」とされている。IR 整備法において次のとおり地域における十分な合意形成を図るために必要な枠組みが設けられており、区域整備を推進する場合は、こうした枠組み等に基づき地域の合意形成を図っていく必要がある。

- ・実施方針の策定、民間事業者の選定、区域整備計画の作成に当たって、立地市町村等や都道府県公安委員会と協議すること
- ・上述の協議に当たって、都道府県等は、都道府県等の長、立地市町村等の長、都道府県公安委員会のほか、住民、学識経験者、関係行政機関などの都道府県等が必要と認める者により構成される協議会を組織することができること
- ・区域整備計画の作成に当たって、都道府県等は公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を行うこと
- ・区域整備計画の認定申請に当たって、都道府県等は、都道府県等の議会の議決を経る、及び申請主体が都道府県であるときは立地市町村（IR 整備法第 9 条第 9 項の市町村及び特別区をいう。）の同意を得ることを義務付けるとともに、立地市町村の同意に当たってはその議会の議決事項とすることもできることとされていること

(2) 設置運営事業者の選定における公正性・透明性の確保

区域整備を推進する場合、IR 整備法第 8 条に基づき、都道府県等は公募の方法により民間事業者を選定する。基本方針案では、都道府県等は「民間事業者の公募及び選定については、選定の公正性及び透明性を確保するために、公募により民間事業者を選定することとしている IR 整備法の趣旨を没却することのないよう、留意することが求められる。」とされており、客観的な選定基準の設定、有識者等による第三者委員会の設置による適切な選定体制の構築など、公正性・透明性等に留意した上で選定を行う必要がある。

(3) その他

① 履行保証金

地方自治法第 234 条の 2（契約の履行の確保）の規定により、地方公共団体は、契約を結ぶ際に、その相手方から契約保証金を納付させる必要がある。

る。設置運営事業者を選定した場合、当該履行保証金をどのように定めるか検討が必要となる。

②売却・賃貸借の主要条件

IR 区域を設置運営事業者に売却または賃貸する場合、その契約方法、売却価額（売却の場合）、賃料・貸付期間（賃貸の場合）等の検討が必要となる。

③IR 区域整備計画の認定期間

IR 整備法第 10 条の規定では、区域整備計画の認定の有効期間は当初 10 年、その後は 5 年ごとの更新とされている。設置運営事業者にとっては、巨額の投資を行う IR 施設の開発・整備に、当初 10 年のうち相当の期間が必要であり、認定期間の更新が認められない場合、投資額の回収が困難となることが想定される。また、当初認定及び更新の認定にあたっては、立地市町村との協議・同意、都道府県等の議会の議決が必要となる。

④IR 事業継続性におけるリスク分担

IR 事業は、長期間継続されることが前提とされる一方、設置運営事業者が財政難等を理由に途中撤退するリスクや、法制度の変更による事業環境の変化のリスク等多様なリスクが考えられる。そのため、各種リスクが発生した際の責任の所在等について検討が必要となる。

以上